

第2回 石川県性的指向及び性同一性の多様性に関する県民の理解の増進に関する条例
(仮称) 及び石川県パートナーシップ宣誓制度(仮称) 検討に係る有識者会議 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和5年7月4日(火) 9:30~11:00
2. 場 所：石川県庁行政庁舎 1106 会議室
3. 出席委員(五十音順・敬称略)：
 - 植 田 幸 代 にじ♡はぐ石川代表、助産師、公認心理師
 - 川 口 美江子 石川県高等学校長協会人権教育特別委員会委員長
 - 黒 川 鮎 美 俳優、映画監督
 - 小清水 良 次 一般社団法人石川県情報システム工業会会長
株式会社システムサポート代表取締役社長
 - 杉 田 真 衣 レインボー金沢共同代表、東京都立大学准教授
 - 関 口 佳 織 弁護士、人権擁護委員
 - 永 井 三岐子 一般財団法人ほくりくみらい基金代表理事
 - 福 田 佳 央 日本労働組合総連合会石川県連合会会長
 - 松 中 権 一般社団法人金沢レインボープライド共同代表
 - 元 山 琴 菜 北陸先端科学技術大学院大学講師
 - 横 越 亜 紀 株式会社北國フィナンシャルホールディングス常務執行役員
人材開発部長

(議事次第)

1. 開 会
2. 知事挨拶
3. 説明事項
 - (1) 石川県性的指向及び性同一性の多様性に関する県民の理解の増進に関する
条例(仮称)について
 - (2) 石川県パートナーシップ宣誓制度(仮称)について
4. 意見交換
5. 閉 会

(説明資料)

- 資 料：石川県性的指向及び性同一性の多様性に関する県民の理解の増進に関する
条例(仮称) 及び石川県パートナーシップ宣誓制度(仮称) について
- 参考1：第1回有識者会議における主な意見
- 参考2：「LGBT理解増進法案」の比較
- 参考3：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の
増進に関する法律(全文)
-

1. 開会

2. 知事挨拶

【馳知事】

おはようございます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。第1回を終えて、今日が第2回ということでもあります。

第1回と、今日までの間に一つですね、大きな転換点がありました。国会で法律が成立をしました。私たちは、憲法があって、国の法律がありまして、そして条例。私たちが今挑戦しようとする条例ですね。この後ポジショニングも踏まえながら、国会で成立をした法律の趣旨。それから国会で提案者が、どういう答弁をされたのか。こういったことを確認しながら、今後の条例形成に向けての作業を丁寧にやりたいな、というふうに思っております。

有識者の皆さんにはですね、それぞれ皆さんにご発言をいただいて、よりよい制度になってほしいなと思っています。

もう一つ私自身はもうセットと考えております、パートナーシップ宣誓制度。県内ではすでに市町で独自にスタートさせているところもありますので、そういった市町の状況も踏まえて、できるだけ包括的な、包摂的なパートナーシップ制度を条例とセットでやっていく方が当事者の方や、アライと言われる支援者の皆さんにとっても、足並みが揃っているのかなというふうに思っています。

と同時に、国で法律ができてですね、既にもう施行されておりますが、恐らくそのうち、近いうちにですね、全体の基本計画が多分出てくるはずであります。我々からすれば、条文を字面通りに読むとですね、実はいくつかの解釈が併存するんですよ。なので、国の基本計画でどういう内容になってくるのかな。ここもやはりちょっと意識しながらですね、この場では論点整理はできるだけたくさん出していただいた方が良いのかな。こういうふうに思っております。

今日も短い時間ではありますが、できるだけ皆さんにご意見をいただいてですね、十分にまた、今日もマスコミの皆さんにも議論をしっかりと聞いていただいて、またいろんな要求をいただくことが大事かなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。ありがとうございます。よろしく願いします。

3. 説明事項

【戒田次長】

それでは、会議次第に沿って進めてまいります。まず、説明事項（1）、石川県性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する条例および（2）石川県パートナーシップの宣誓制度について、説明をお願いいたします。

（事務局から資料に基づいて説明）

4. 意見交換

【横越委員】

ご説明どうもありがとうございました。私の方からは2点ほど質問というか意見というか、させて頂きたいと思います。

まず一点目なんですけれども、全体におけることなんですけど、法律ができましたと、これから県としても取り組んでいきますということで、マスコミにも大きく取り上げられているので、県民市民の方の結構注目も広まっているかなと思います。

その時にやはりどうしても、マスコミの報道に踊らされながら、あまり理解をしないままにご心配に思ったり煽られたりしてしまうような方も多くいらっしゃると思うので、これ、論点になっているというふうに書いてありました、例えば2番のジェンダーアイデンティティの違いですとか全ての国民が安心して生活できることは文言のあたりで、どういふ方が何に不安を持っていて、でもそれはどう担保されていて、実際そうではないんだよということを皆さんに知っていただくための施策というのを、そういうのをもう少し具体的にこういうふうなことを考えてらっしゃるとかというのはありますと、教育機関、あるいは民間企業も含めてそちらにも教育していったりすることができるのかなというふうに感じました。

もう一点目が、もう少し具体的な話になるんですが、パートナーシップ宣誓宣言のところで、先日もちょっと申し上げたんですけれども、やはりせっかくできた制度を効果的というか最大限活用していくためにどうしたらいいかということ、ここにいらっしゃる皆さんと一緒に考えていきたいと思うんですが。

先行都府県の事例として書いてある事とかもあるんですが、まず石川県として今作るこの制度はこういうサービスに有効だよという、(3)のパートナーシップ宣誓制度の受領書による効果というところを書いてらっしゃるんですが、県の作るパートナーシップ宣誓制度以外に先行しておられる、県内だけではなく、全国の市町村のパートナーシップ宣誓と同じようなものを石川県としても同じように取り扱いをするんだよということを明記された方が、民間企業としても取り扱いをするときにはやりやすいかなと思います。

最後の資料は非常に丁寧に区別はされているんですが、じゃあ民間企業であるとか、どこかのサービスを作るときに考える者の立場としますと、石川県であれ金沢市であれ、どこか、沖縄でもいいですけれども、いろいろなところで出ている似たような制度と同じように取り扱いをすればいいんだということを県が自らされている。

例えば県営住宅の予約とか県立病院の面会・病状説明については、県のこの制度だけじゃなくて全国と同じように使えますというふうなわかりやすいメッセージを出していた法が、民間企業としてもわかりやすくなって、より広がっていくのかなというふうに思います。

今後いろいろなところをPRされていくとか、こういうのを使えますと書くときにですね、複雑なものがあると、一般の方は全く理解できなくなると思いますので、とにかくわかりやすいシンプルなものを心がけていただいた方がいいかなと思いました。以上でございます。

【元山委員】

よろしくお願ひいたします。私の方からは、何点かお話をさせていただきたいと思っておりますが、まず目的や基本理念でジェンダーアイデンティティという言葉が主されている点については、今法律の中で政治対立があるということは承知しておりますけれども、実際金沢市はパートナーシップ宣誓制度を導入してから、私自身もいろいろLGBTQの依頼を学校や研修とかですね、そういったところでやらせていただく中で、常に性的指向と性自認という言葉を使って、既に教育自体がもう進んでいるというのが現実かなというのは、実際の現場を見ていて思うところです。ここでジェンダーアイデンティティという言葉も、もちろんここで法令上使っているということはあるんですけれども、実際の現場では、いわゆるLGBTQというところからまず始めますと、Lは何というかという説明かつSOGI（ソジ）という言葉とかですね、また性的指向、性自認、そして性表現とか、という言葉が結構あるんですよ。タームとして。その中にプラス、ジェンダーアイデンティティという言葉にあたかも追加しているように思うというと、性自認とジェンダーアイデンティティが一致してるんですよ、という説明から始めるというのは、現場でちょっと混乱を招くかなということもありますので、もちろんこの法律上こうやって言葉が決まったということはあるんですが、石川県の中では、例えば、性自認と一致している言葉だよ、みたいな形で進めるということも一つかなというのは思っております。

もう一つ、現場においてではですね、既に市、例えば金沢市や白山市、野々市ではパートナーシップ宣誓制度を導入していることもありまして、そういった市町の中からの研修であったりとか、教育機関でのLGBT講演というのはかなり多くある一方で、それ以外の場所では、最近やっぱりその、県が導入しますよとかですね、3市が導入したことによって他の石川県内にもそういった動きが広がっているというふうに感じています。実際にいわゆる上の地域であったりとか、下の地域であったりとかからの市からですね、私の方にもLGBTQの講演をしてくれないかといった依頼も既にあるようです。

ただ、そういった中で考えますと、県内で既に教育格差が生まれているというのが現状だと思っております。それは教育格差が生まれるのは、子供たちの中に実際に当事者がいるということが想定されたり、もしくは先生方の中にいるということ想定したときに、そういった人たちに情報格差があるということ自体がやはり大きな問題であると思っております。

ですので、この市町の役割、もしくは教育現場での役割として、必ずこういったLGBTQもしくは人権の教育というものが必要だよということ、県として伝えるということは、逆に教育現場においても積極的に取り入れるエンカレッジメントになるというふうに思います。

ただ教育現場では時間がないということが、すごく喫緊の課題でありまして、そういったことから、その現場にその時間をどうやって作るのかということがすごく課題になっているのだというふうに思います。ですので、県としてこういうことやりますよ、こういうこと大事ですよということが、逆に教育現場においてそういった広がり、そして情報の格差がなくなるということにおいて、すごく重要だと思います。

もう一つ、教育現場では、既に生徒さんの中で制服の問題であったり、学校に行けないとかいった問題、LGBTの当事者を抱えている学校が多いんですけれども、学校同士の情報が共有されていないという現状があるかと思います。それによって、私達はこういった対応しているけれども、他の学校ではどう対応しているかわからないといった情報が全くない。共有されていないということも一つの課題だというふうに感じます。ですので既に2016年に文科省の方から学校でそういった訴えがあった場合には対応してくださいということが既に言われているかと思いますが、その対応の仕方も、校長先生や、学校現場の先生によって変わってしまうということでは、当事者の子供たちが地域によって変わるということでは、少し問題かなと思いますので、そこら辺にもちょっと踏み込んだ役割というものを提示を考えていただくのがいいかなというふうに思います。以上です。

【松中委員】

ありがとうございます。前回の会議のときにも知事の方から石川県が他の自治体に比べて、一歩リードしていくような取り組みになったらいいというふうなご発言もありましたので、まさにこの理解増進法が今回制定されて、これをどう運用していくかということが、各自治体の今、ミッションになっていると思います。

より良い運用、特にこの中で一番この理解増進法を運用しまくっているというような、石川県になるってことがすごく大切かなと、一番最初にそのことをお話したいと思いました。あとジェンダーアイデンティティでできる部分はまさにその運用の部分だと思うんですが法律の中でこの言葉、規定されているものの具体的にはこの皆さんが説明・分析をされた通り、性自認という言葉と性同一性という言葉が二つ存在していることに起因しているかと思うので、運用上はこれまでの流れを受けて、性自認という言葉を使っても良いということを引きちゃんと明記した方がいいのではないかなと。

ジェンダーアイデンティティって言葉しかこの中になくて、それを運用するときその指針が書いていないと、混乱を招くと、元山さんも仰いましたけど、と思いますので、きちんとその部分は明記していただきたいと。

あと運用に関してはまさにこういうお話がありましたが、いかに教育を広げていくかまさに理解を増進していくかとかかなりカギだと思いますので、特にLGBTQ+性的マイノリティの方々のユース、若者。子供たちの状況ってのはすごく大変なので、その若者がまず自分らしくいられるには学校現場だけではなくて、やはり保護者の方々も含めて教育を進めていくことが大切だと思っています。

いろいろな調査の中でも、特に高年齢になるに従って、理解度があまりよくないとか寛容がないとか、結果としても出ていますので、これまで様々なLGBTQ+に関する理解を広げていくような活動もこの石川県では行われているとは思いますが、それに関しては、どちらかという興味があったりとか、そういうのが必要だと思われる方が、そこにアクセスをされているので、そうすると、この取り組み自体が同じようなやり方であれば、一向にそこに理解が広がっていくという事にはならないので、この法律を最大限運用していくということによって、今理解をしていなかったりとか、もしくはそこに興味なかったり

とか、もしくはそれは必要ないと思っている方々にこそ知っていただくことが大切ですので、そういう方々に県としてどうアプローチをしていくかということがこの後の運動にすごく大切かなと感じています。

あと、金沢レインボープライドの方では今、金沢にじのまという場所を作りまして、2月にオープンして、実はこの6月の末からは厚生労働省の交付金を活用して、東京のプライドハウス東京と連携をしながら、自殺対策の相談事業を実はこの6月23日から月2日間、実はやっています。もう既に6月23日の初日から相談がスタートして、申し込みも入っている状況ですので、やはりその相談事業ってすごく大切ですし、自殺対策の総合大綱の中で特に性的マイノリティは配慮する層というふうに言われていて、居場所と相談の連携が大切ということでも明記されていますので、そのあたりがきちんと運用として実施できることが大切かなと思いました。

あとパートナーシップ制度に関しては、先ほどお話がありましたが、民間企業の方々が沢山いろんなサービスを今後運用を実施してくることがすごく大切かと思っています。なぜなら、暮らしてらっしゃる県民の方々の生活は、県もしくは自治体が預かっているサービスだけでは日常生活が行えないので、やっぱりその24時間どのタイミングであっても自分らしくいられる、安心安全のためには、企業の方々のご協力がなくてはならないものだと思いますので、民間事業者の方々が積極的にここに参加できるような、そういう仕組みがあったらいいなと思いました。

あとパートナーシップのこの宣誓のための仕組み宣誓書とか受領書に関しては、今県のシステムを使う、活用するとか書いてありますが、新たに様々なシステムを作ったりとか用紙を作ったりってことは、やはりコストもかかることだと思いますので個人的にはせっかく婚姻届があるのだとしたら、その婚姻届にポンとハンコをして、パートナーシップ宣誓書類とすれば、もうハンコ一個で書類が使えるんじゃないかなと思いますので、もしその新しい仕組みを作るための予算があるのであれば、今あるものを活用していくのが必要ではないかなというふうに思いました。

あとはこの県におけるこの理解増進をしていくということのキー、鍵になるのは、やはり理解を進めてらっしゃる県民の代表である議員の方々なんじゃないかなと思いますので、その議員の方々が理解を進めていただけるような勉強会とかというのがもう積極的に導入していただきたいと思います。以上です。

【福田委員】

はい。私の立場で言うとやはり事業所、事業主のところの対応というのが大切だろうなというふうに思っていますし、もう既にいろんな職場でハラスメント的な指摘をされていますので、そういう意味では、この理解増進の条例というのは、一つ企業内に広がるというのがやはり、そこをどうするのかということになるんだろうという風に思っています。

これは規制する条例ではなくて、理念条例なので、どこまでというところは出てくるんだろうと思いますけども、やはり今厚労省が展開をしている、えるぼし認定だとか、くるみん認定だとか、そういうふうな手法も含めてですね、ぜひ各企業の中に浸透するように

お願いしたいと思ひますし、私も片方では、労働者福社会館の方の管理もしておりますので、難しいなと思ひているのは、入居ビルにおける設備整備。自社ビルだと、そういうことができるんだけど、入居先のビルということになると、そういう配慮した設備などが出来ないで、ここをどうするのかというのがポイントかなという風にも思ひています。

それとですね、今後条例案を作られると思ひうんですけども、やっぱり国の法案の表を見て、やっぱり気になるのが教育のところ、ここまでの表現が必要になるかどうかというのがちょっとやっぱり引かかるなというふうにも思ひてしまひて、なるべく大枠で書いていただいて、その上で、基本計画を作らないしはそういうところで議論した上で進めた方がいいんじゃないかなというふうにも思ひておりますので、ご配慮いただけたらというふうにも思ひております。私からは以上です。

【永井委員】

ありがとうございます。私の方からは2点ほど視点を提案させていただきたいと思ひます。今回これは理念条例ということで石川県条例の大枠というふうにも示していただいております。折角その地域初の理念条例ですから、一つ一つの文言は、国の法令に倣うということがありつつも、地域で隣人に対する優しさや、隣人の笑顔を増やすというような、一つの温かみのある側面を打ち出した方がよいと思ひます。

何々してはいけない、また何か新しい義務が生じるというよりも、何か本当に地域で困っている人が1人減る、新たに笑顔が増えるというようなことを基本に盛り込んでいかげかなと思ひます。

もう一つの視点としては、条例は本当にすべからくその県民の幸せに関係することで、あらゆる分野に関わってくる。主流化という言葉がありますが、いろんなものに、この多様性の視点を様々な施策に「主流化」していく必要があると思ひています。

私の方から全てにおいて一つ一つ指摘することは難しいんですけども、例えば先ほどご意見があった、企業に対する施策の中で多様性に有利な福利厚生であったりとか、あるいはそういうビジネスに乗り出しているような企業を利するような施策や、補助金などの設置も一案。政策には、罰則を設ける方向とインセンティブを与えて誘導する2つの方向があるが、個人的にはインセンティブを与えてポジティブな方で、世の中を変えていく方が摩擦が起きないのでいいなと思ひています。

学校教育に関しては、今日川口先生からコメントはいただけたらと思う。私からは、子供たちを育てている社会に対して声を届ける手段として、生涯学習の重要性を指摘したい。生涯学習や公民館活動であるとか、そういったことに多様性の視点を入れていくと、比較的高齢だったり、普段当事者と接する機会のない方々にもいろんな視点を提供できるのかなと思ひます。

最後に、私は国際的な枠組みで仕事をしていたこともありまして、その視点から。石川県の白山市がユネスコのジオパークの認定を受けたり、能登が世界農業遺産に認定されています。

石川県には、SDGs 認定都市も、日本で一、二を争うくらいたくさんあります。そういっ

たせっかく世界的枠組みと繋がっているのですから、それをフルに活用したらよいと思います。多様性の視点というのは、グローバルスタンダードですので、そこを利用しながら、ジオパークなどの国際発信するときは、セットでそこに多様性の視点を主流化していただくといいと思います。SDGs 先進県である石川県だからこそ、非常に先進的に多様性にも取り組んでいるということになると思います。

【関口委員】

私は弁護士、それから人権擁護委員という立場で活動しているものですので、この間の議論についてですね、やはりちょっと一部の方からの不安というものが訴えられているということはよくわかっているのですけれども、不安が転じて差別に行っていないかというところを今すごく危惧しています。

特に性自認という言葉でその法律の方で引っかかって議論がありましたけれども、性自認という言葉はですね、都合の良いその時々で都合の良い性を主張するという事ではなくて、性自認というのはそもそもその方の人格の根幹に関わることであって、持続的な意識であるんですね。

私は女だと主張すれば、生物学的に体が男の人でも女子トイレに入れるんだ、女湯に入れるんだ、それがその女性を危険にさらすんだと。いうところだけですね議論をしていくと、トランスジェンダーの方がいかにもそういうことを言って、犯罪を犯すような、そういうことの差別の言動に繋がっているということは、ちょっと留意していきたいなというふうに考えております。

そこで、石川県に取っていただく政策につきましても、その理解増進の先には差別のない社会、性自認という言葉を使うかどうかはちょっと別としまして、そういう誤解を生じるのであれば、ジェンダーアイデンティティという言葉を使った方がいいのかもしれないと思うんですけれども、性的指向やジェンダーアイデンティティによって差別のない社会をつくる、これが目標なんだと。そういうために理解を増進して、施策をとっていくんだというのをぜひ明らかにしていただきたいなというふうに考えております。

それで、ちょっと言葉尻を取らえるようなことかもしれないんですけれども、多様性を受け入れるとか、多様性に寛容な、というその言葉の使い方についてはちょっと引っかかりがありまして、なんていうか、これから性的少数者を受け入れていく社会を作りましょうというふうに聞こえてしまうんですけれども、現実には存在している多様性をみんなで尊重しましょう、みんなで認め合いましょうというふうな言葉を使った方がいいんじゃないかなというふうに考えております。

それから先ほど松中さん仰っていたんですけれども、あの相談体制の整備というのはいくらも重要かなというふうに考えておまして、差別を受けた方のご相談を、弁護士とか人権擁護委員という立場で私が聞きますけれども、そもそも県の方で差別を受けてるんだよあるいはちょっと差別的なところを感じるんだよ。そういうところを包括的にですね、ご相談のっていただいて次にその個別の支援をしていく。あるいはその時のその政策を生かしていくということもどうかなというふうに考えております。

それから最後にパートナーシップ宣誓制度なんですけれども、それにつきましては皆さんもおっしゃっていることなんですけれども、広く使えるように。市町の方に呼び掛けるということも書いてありますけれども、市町でもパートナーシップ制度が使えるようになる、民間企業でも使えるようになるというのも大事だろうと思っておりますが、前にも会議で出たと思うんですけれども、そのパートナーの間に子供さんですね、について保育園ですとかあるいは病院のパートナーシップですね。子供さんの保護者として、活動できるよう、活動といいますか示せるような制度にならないか。パートナーシップという名前でもいいんですけれども、子供さんについてもその包括して保護できるような、といった制度になるといいなという風に思っております。以上です。

【杉田委員】

大きく3点申し上げたいんですが、1点1分で申し上げたいと思います。

参考資料の2なんですけれども、比較表を作ってくださいまして、これについて2点、そしてパートナーシップ制度について少し申したいと思います。

まずこの表の下から2番目の、「民間団体の活動」というところについてです。私は前回欠席したんですけれども、レインボー金沢という団体で2012年から活動しております。

また2008年より8年間金沢大学に勤めておりました。勤め始めた時にですね、授業で多様な性の話をしまして、そうしましたらある時卒業生がメールをしてくまして、在学しているときにはちょっと話せなかったんですけども、という事で研究室に来てくれて、自分はレズビアンなんだと打ち明けてくれました。なぜ在学中に来られなかったかと申しますと、私の部屋になぜ行っているのかと他の学生から疑問をもたれることが心配で行けませんでしたと言われ、大変ショックを受けました。2011年にレインボー金沢ができて、スタッフになりませんかと言われたときに、学生や卒業生が相談できたり、仲間と出会えたりする場所がとても大事だと思って、スタッフになった次第です。

その後あまり活動ができてないところがありまして、金沢レインボープライドさんの素晴らしいご活動から学ばせていただいておりますが、一緒に活動している仲間たちの中にはですね、県庁などに訴えに来ることも難しい者がいます。なぜならば、知り合いに会いそうだからというようなことで、顔を出して話せる者がなかなかいないということで、私は今東京におりますがまだスタッフを続けております。

そのような立場で、今日こうして県庁の中でお話しさせていただけることを大変ありがたく思っておりますとともに、そうした状況でなんとか活動していたり、また素晴らしい活動をされている団体をぜひ励ますような条例にさせていただきたいと思っております。民間団体の活動の促進ということが与党案などに書かれていたのが、なくなってしまったのを大変残念に思っております、ぜひ石川県としては、支え励ましていただきたいというふうに思っているということが一点目です。

もう一つが、「教育」に関してです。教育に関してもですね、「家庭及び地域住民等の理解と協力を得て行う心身の発達に応じた教育・啓発等を行う」というふうになりました。ここも二つ心配していることがありまして、一つが、「家庭及び地域住民等の理解と協力を

得」るところです。法案の審議におきまして既に確認されていますように、決して保護者の協力を得られなければ進められないという意味ではありませんけれども、この文言が加わったことで誤解を与えてしまうのではないかとということが大変危惧しております。当事者の子供さんがいる保護者の方も悩んでおられて、私どもも相談に乗ったりしてまいりました。ですので、家庭や地域住民の方の理解と協力を得るといのはもちろんのことです。ですけれども、あえてここで書かれることに関してなぜ危惧があるかと言いますと、私達の交流会でよく語られることの中に、親との関係、家族との関係、親戚との関係、地域の人との関係があります。自分のことを言えない。ここでしか話せないという形のお話を聞いてまいりました。ですので、協力はもちろんありながらですけれども、これからの未来の石川県を作っていく子供・若者のためにですね、何としても教育が必要なんだということがわかるような条例になったらいいなというふうに思っております。

また「心身の発達に応じた」というところに関しましても、これがなぜ付け加わったのかということに対して少し疑問もございしますが、例えば私自身もですね、私事で申し訳ございませんが、今47歳なんですけど、今でも忘れられない体験がありまして、幼稚園のときになぜか幼稚園の先生にですね、「今日は誰が好きかを先生に言ってから帰ってください」と言われ、そのとき大好きだったのは女の子だったのですが、4歳か5歳だったのですが、言えないというふうに思いました。誰から言われたわけでもありませんが、これは言うてはいけないことなんだというふうに思いました。また小学校に入る前のトランスジェンダーの方たちが苦しかったという話も聞いてきておりますし、調査研究も明らかにしているところです。ですので、この心身の発達に応じたという表現につきましては、心身の発達ということをどう捉えるかというところで議論にもなっておりますし、石川県の方ではわざわざ入れる必要はないのではないかなということがあります。

もう時間が来てると思うんですけどパートナーシップ宣誓制度についてなんですけど、私は今、都立の大学にいまして、東京都にパートナーシップ宣誓制度ができて、大変ありがたいと思っています。

なぜならば大学の法人の就業規則が変わったからです。休暇・休業、手当、旅費のところが変わり、あとサービスというところで、セクシュアル・ハラスメントの定義に「性的行動」という文言があるんですが、その中に「性的指向もしくは性自認に関する言動を含む」というふうに入りまして、状況が改善されたんですね。ですのでぜひ県庁はもちろんのこと、県立の教育研究機関や他の県立の所で働く方たちの環境が良くなることを期待しています。民間にもそういった動きが普及していくきっかけにも必ずやなると思いますので、そこのところよろしくお願ひしたいと存じます。以上です。

【小清水委員】

はい。ご説明ありがとうございます。前回1回目から見てですね、今回全部一気に進んだかなという感想なんですけども、国が出したこの理解増進法をもとに、こういう石川県の、本県の条例大枠案というのを今日出していただいて、より具体性が高まったかなと。これをもとにまたパートナーシップ宣誓制度に繋がっていくというふうに思うので、1回

目からの議論からすると、具体的に県の方で案を作っていたことによって議論もずいぶんと深まるんじゃないかなというのがまず印象です。

その中で、先ほどご説明いただきました、本県の条例の大枠ということですが、ここに目的、基本理念ってあって、次に各主体の役割もあるんですが、ここで県の役割、市町の役割、事業者の役割を県民の役割ってあるんですが、今ほどですね、いろんな委員の方がおっしゃるように、事業者と県民の間に、子供たちの目線というか、教育現場の役割みたいなものが入れないのかなと。そうすると、事業者と県民との間に、やっぱり子供たちに対してのこういう教育というものがすごく大事で、そうすると、この主体的役割の他に教育現場、教育機関みたいなものが入るとより良いんじゃないかなというふうに思っています。

あと下の県の施策推進、これ中々大変なんですけども箇条書きで書かれていますけども、これはやっぱりいかに県がリーダーシップを発揮できるかというところだろうと思います。

あと最後にパートナーシップ宣誓制度ですけれども、これも案作っていただきまして、一気に議論進むと思うんですけども、私はこの中の②ですね。パートナーシップ宣誓制度未導入の石川県でいうと市町ですね。市町に対してまず県が作ることによって、パートナーシップ宣誓制度を作ることによって、作ってない市町さんはそれに倣えばいいということは、すごくいいことで先行して金沢市、野々市市、白山市作っていますけども、それ以外のところも、県が早くこういうパートナーシップ制度の宣誓制度を作れば、それによって石川県のそれ以外の市町さんもすごく進みやすいと思うんですね。

これがですね、9月の議会に載せない、それが遅れていくということはですね、むしろ石川県のそれ以外の市町さんに対しても、この辺の進め方というのはどうしても遅れてしまうので、県がやっぱりこのようにリーダーシップをとって、2回目、3回目の議論ありますけれども、9月の議会に乗せていくということが、知事、必要んじゃないでしょうかと思います。

そこで他にいろんな問題が出て、それを逆に県民の皆さんの関心であったり、議論になったりしていくので、多くの人に知ってもらおうという意味では、ある種意味があったりなるんじゃないかって思っていて、やはり他のまだ制定されていない市町さんのためにも、県がいち早くパートナーシップ宣誓制度、これを私は作っていったらいいんじゃないかなと思います。以上です。

【黒川委員】

はい、ご説明ありがとうございます。私は普段エンターテイメントを通してLGBTQのことを発信したりしているんですけども、LGBT理解増進法というのを受けて、さっき松中さんもおっしゃったんですけど、やっぱりそれを受けて、県がどうやって前向きに動いていくかというのがやはり大事なんじゃないかなというふうに考えていまして、一部メディアで誤解を生じるような情報が流れていたりとか、それが何かさも事実かのように、みんながそうであるかのように報道されているところは一番あるかなというふうに思っているの

で、そこときちんと切り離して考えていくことが大切なんじゃないかなというふうに思っています。

いただいた資料の中の4ページの条例の大枠というところなんですけども、目的のところにも多様性に寛容な社会の実現を目指すという文言も書かれているんですけども、多様性に寛容な社会って何なんだろうというのを個人的には考えていて、私が思うものはやはり選べる権利があることだと思っていて、選択肢があることというのが、多様性に寛容な社会なのではないかなというふうに思っているんで、前回のこの会議のときにも県のパートナーシップの説明の中で、県の宣誓制度によって、民間企業や市町、町とか市の施設にもそういう対応できるようにしてほしい。県ではできるけど市ではできないよとか、がやっぱりあると思っていたので、その連携、各主体の役割って書いてあるんですけど、県の役割、市や町の役割、事業者県民の役割がそれぞれあると思うんですけど、ここをどういうふうに具体的に連携がとっていけるのかなというところがすごく大きな課題ではあると思っているので、そこをもう少し何か具体的に進められるとすごくいいなというふうに思っていました。

先ほど相談窓口の話が出ましたけども、今私のLGBTQの映画を撮ったことによって、その映画とLGBTQの基礎知識みたいなところの研修を事業でやっているんですけども、その中でよく出る質問がやっぱりその相談窓口を作ったんだけど、なかなか相談に来てくれないというような声が上がっているのを聞いて、さっき相談窓口を設置されてすぐに相談が来たってすごくいいことだなと思っていて。それって実はなかなか難しいことなんじゃないかと思っていて、やっぱり相談窓口がどんなものであるのかとか、どんな人がやっていてどのような環境で置かれているのか。でないとならやっぱりそこに安心できないと相談しに行く人ってなかなか難しいと思うので、その環境をどうやって整えるのかというのはすごく課題かなというふうに思っています。

5ページのパートナーシップ宣誓制度の概要についてのところなんですけども、さっきの話と重複している部分があるんですが、3番の県がやってる病院での面会や病状の説明というところなんですけども、これはもうやはりうまく連携をとっていかないと、県立ではできるけども、私立や民間ではできないといったようなことが出ないといいなというふうに思っているので、その連携というのをどういうふうにやっていくかというところをすごく心配な思っています。

知事も前におっしゃってましたけども、より新しいものを全国でやっているパートナーシップと少し進んだものを石川県でということだったので、私個人としては、やはり石川県には誰もに選択肢のある県だという、立ち位置として選択肢を自分は当たり前を持っていると思っているけれども、それを持っていない人たちも、持てない人たちというのがたくさんいらっしゃるんで、そういった選択肢というところ少しキーワードとして考えていただけると嬉しいなというふうに思っています。以上です。

【川口委員】

私は教育の方を担当させていただいておりますので、私の立場から2、3お話をさせてい

ただきます。まず第1回の前回の会議ですけれども、本当に自分の視野が狭いことを痛感させられまして、非常に勉強になりました。それから今、発言していただいた多くの委員の方から、「教育が非常に大事だ」とおっしゃっていただいたのも本当に勇気が湧く思いがします。

前回の会議で、知事さんの方から石川が他をリードする良いものを作りたいという高い志のお話もあり、それも本当にありがたいことと思います。法整備が整うと、学校現場については非常に動きやすい。後ろ盾をいただいたということで非常に動きやすい、かなり加速度的に動く期待があるので、そういう意味ではこの条例を敷く、パートナーシップが本当に良いものになることを期待したいと思います。その根幹にあるのは、やはり子供たちが未来を担う存在であるというところ、これが非常に大きいと思っています。この子供たちが、今の現状を踏まえてこういうものができあがることで自分たちの未来が明るいものになるという方向性を感じられるようなものが出来上がっていくというのが本当に期待できるところかなと思っています。

ただ、先ほどからお話いくつかありますように、学校現場のゆとりがないというところは正直なところ本当にあります。教育格差が大きいということも確かにあると思います。北の能登の方から加賀の方まで、学校の規模であるとか地域性であるとか非常に差がありますし、そういう中で教員がそれぞれ自分の思いで働いている。それから保護者の方の理解というのもやはり幅広で、先ほど保護者の方の意見も大事なんだろうけど100%の理解は難しいというようなニュアンスの言葉もありましたけれども、本当にその通りだなというふうに思っていますけれども、保護者の方の理解が同時進行で動いていかなければ、学校の方はなかなか効果を期待できないというのは実際ありますので、その辺りも踏まえて動く必要があると思います。

学校の方の連携が今のところやはりうまくできてないところについては私自身としては期待が持てると思っています。今のところ、そういう情報があまり明確に上がってきていないところがありますけれども、各学校が持っている情報は、細かいものも含めるといろいろあります。それを繋ぎ合わせることで、次の事例の参考になるということは多々あると思いますので、そういう部分で学校が機能できる力は確実にあると思っています。

子供たちが未来を担う人材であるというところを視点に置いて、より良いものが出来上がるということに私達も期待していますし、尽力できることがあれば幸いに思います。

【植田委員】

植田です。各委員の皆様の視点が大変勉強になりました。とても意義のある議論だと思います。私の立場からは2点に分けてお話しをたいと思います。

一つは、このパートナーシップ制度についてです。子育て支援を活動する立場として、少子化の視点も考えると、やはり関口委員がおっしゃったように子供も対象にする事はとても大切だなと思っています。先月、「パパ2人で子育てしてます。」という能登でのイベントに参加を致しました。石川県にもすでに存在しています。パートナーシップ制定を少し広げて、そのようなケースも念頭にないといけないと感じます。

もう一つは、教育の視点です。国会ではなぜかトイレの問題とお風呂の問題ばかりが、何回も何回も議論されてきました。まるでトランス女性の存在のせいで「女子は大変なことになる、女性が危険だ、あなたの娘が危険な目に遭う」そんな言われ方をすると、保護者からは、「学校ではどうなってるんですか？調べてください」となると思うんです。

私はトイレの問題と、お風呂の問題は分けた方がいいと思っています。公衆浴場は別に絶対入らなきゃ清潔が保てないわけじゃないので本人が選べます。そこにあえて性自認を偽って入っていくというのは、見せたいか、見たいかのどちらかであり、既にそれは性犯罪行為なのです。トイレの場合は1日何回もおとずれる生理的な欲求です、トランスジェンダーの方にお話を聞くと、様々な場所で事前に入りやすいトイレを把握していて、入りやすいトイレに行く。どうして入りやすいトイレがない時は水分を極力制限する、できる限り我慢する、日ごろから少しでも騒がれないようにと考えて行動しているそうです。それはとても辛いことだと思います。やはり一定数の男女兼用の、トイレは必要だと思います。

そして、公衆浴場の問題です。学校では3年ぐらい前からのちの安全教育が文科省から下りてきています。幼児から高校生に至るまで加害者、被害者、傍観者にならないための教育を系統的に行うことになっています。その根本的な考えは、自分の体、プライベートゾーンは大切である。だから人に勝手に見せない、触らせない、触らない、見ない。ここが基本になっています。性犯罪予防に関しては基本中の基本になります。またそこで大事になるのが同意についてです。触ってもいいのか、触れられてもいいのかというところは、必ず同意が必要。「YES以外はすべてNO。」性犯罪の行為は、トランスジェンダーの人の問題で語られるべきではなくて、いのちの安全教育の中で対応しますと言い切っているのではないかと思います。私も性教育の中で小学生からしっかり伝えています。

ただ、地域差もあるという先ほどの話もありましたが、私達助産師も全ての学校に行けているわけではありません。教育に地域間格差がないようにしていかななくてはならないと思います。

私は現在、お子さんが当事者という保護者の方たちと集わせていただいています。本日、石川県内のセクシャルマイノリティのお子さんの保護者の方が知事に現状をお知らせしたいとお手紙を書いてくださいました。どうぞお受け取り下さい。

【馳知事】

はい、また後でいただきます。

【松中委員】

委員の方々のお話をお聞きして石川県変わってほしいと思いますし、この皆さんと一緒に進めていけば変わるんじゃないかなという、本当に希望いただきました。ありがとうございます。理解の増進に関する条例ということなんですがお話を聞いていて、もう皆さん共通しているのはもう理解の増進というのはある意味で言うと、プロセスというか手段でしかなくて、皆さんおっしゃってるのは結局はインクルーシブな文化を、この石川県作る

ということを目指してるんじゃないかなと思いました。なのでこのもし石川県がオリジナリティを持ってこの法律をもとに条例を作るってことであれば、例えば県民の理解の増進を通して、インクルーシブな文化を実現するのであるという。

このLGBTQ+のことがきっかけで、もしかしたらそうではない、様々な、多様な、あの特徴、ルーツなどある方々もインクルーシブになれるような、そういう文化醸成をしていくってことが、すごく大事なのかなというふうに話を聞いてから思いました。なので、そういうちょっと独自性というか、一歩先に行く石川県なのであれば、そういうインクルーシブな文化を作ろうということは、タイトルだとかどこからかに入れるといいのではないかなと思いました。

そことも関連するのが、第1回目の会議でも話をしたんですが、県民というものの定義を、やはり石川県を訪れる方も含めていくのがいいのではないかと、それは一つは本当にたくさんの方々がこの石川県を目指して国内外からいらっしやっていますし、その方々がこの町にこの土地を訪れたときに、同じように安心安全に過ごしていただきたいということが、県民の思いでもあると思いますし、あとは事業者の方々を巻き込んでいくというときにやはり観光でいらっしやる方々にいろんなサービスを提供する方々石川に多いと思うので、自分のお仕事に関わることであれば、やはりスイッチが入る可能性もあるんじゃないかなと。二つの視点でこの県民を暮らす人、学ぶ人、働く人だけではなく、訪れる人を包含していくのが良いんじゃないかというふうに改めて思いました。

【元山委員】

私も先ほど学校現場とかでという話もあったところでちょっと言い忘れたところで、実際の人数とか対処法に関する実態調査みたいなのを、例えば県がして、そういった情報が教育現場であったり企業であったりとかで流れていくということはすごく重要なかなというふうに思ったので、付け足したいのと、文言は今後精査と書いてあるので先ほどは言っていなかったんですけども、その目的と基本理念のところ、目的の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現というのは、私は北陸先端大で講師をしており、これまでセクシャルマイノリティとかジェンダー研究、多様性研究、差別研究などを行ってきた身としては、ここの文言は少し問題があるといえますか、誰を対象としているのかというのがすごく不明瞭だということをつけ加えておきたいです。

性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に寛容としますと、シスジェンダー、ヘテロセクシャルも、このSOGI（ソジ）の多様性に含まれておりますが、そこに寛容というのも変ですし、一方で、性的マイノリティに対して寛容というのも実はすごく変です。なぜかと言いますと、寛容というのは、自分たちの存在が脅かされない程度であればいいというようなニュアンスが含まれていると学術的には理解されています。ですので、ここは尊重という言葉が良いのではないかと思います。で多様性のあり方に、だから、そのあり方を尊重できる社会、それに対するインクルーシブな社会とかっていった言葉がよいと思いました。

もう一つ基本理念にあり、これも法律の場で議論されていた点ではありますが、不当な

差別という点においても、ものすごく私としては違和感があります。不当ではない差別があるようなニュアンス、ここはもう法律を場でですねかなり議論があったところですが、学术界の中、特に私がいる社会科学の中では差別といったものが社会構造の問題であり、その個人がいい人である、悪い人であるといった次元で起きているものではないそういった社会構造の中で行われる排除行為のことを差別と言います。

差別というのはある意味で特権集団が非特権集団に行う行為として位置づけられているので、その不当な差別はあってはならないとすると、なんらかの形で差別はあっても良いみたいに見えてしまうなどという意味においては、先ほど理解を促進して、インクルーシブな社会を作るということは、ある意味で差別の実態を把握し、その差別をなくしていくということと、表裏一体なのではと考えておりますので、そこを目指す上では文言ということは後々精査するというふうに書かれておりますけれども、そこについても一言申し上げたいと言って、付け加えさせていただきました。

【杉田委員】

微妙なことなのでちょっと躊躇していたんですけども、元山委員が文言についておっしゃっていることに触発されて。

パートナーシップ宣誓制度の概要案の「対象」についてなんですけども、「互いを人生のパートナーとして相互の人権を尊重」する者とあります。間違っていないんですけども、私もレインボー金沢も事前に意見を上げた金沢市のパートナーシップ宣誓制度の方ではですね、要綱の目的として「お互いの人権を尊重し合う社会を実現するため」とあり、そこに「人権」があるんですね。

人権尊重というのは誰もが当たり前にするべきことですので、制度の「対象」のところに人権とあると、何というか違和感みたいなものがございます。

5. 閉会

【戒田次長】

それでは、この辺りで本日の議題を終了としたいと思います。委員の皆様には議事の円滑な進行にご協力をいただきましてありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえまして、今後の準備を進めてまいります。

なお、次回の開催につきましては改めて事務局から連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして第2回石川県性的指向および性同一性の多様性に関する県民の理解の増進に関する条例および石川県パートナーシップ宣誓制度検証に係る有識者会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

【馳知事】

ありがとうございました。今日あえて一言も発することはしませんでした。十分ですね

皆さん方のお考え、また解釈のあり方などについてご指摘をいただいたと思います。

この後、今日のご発言も踏まえながら、整理をした上で、条文の作成の作業に入りたいと思いますし、それにつきましてははですね、またどこかの段階で第3回目を開催して、皆さんにまたご理解をいただければなというふうに思っております。今日はどうもありがとうございました。以上です。